

証券コード 4415
2022年3月15日

株 主 各 位

大阪府大阪市北区太融寺町5番15号
梅田イーストビル9階
株式会社ブロードエンタープライズ
代表取締役社長 中西良祐

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、本株主総会へのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席の間隔を広くとらせていただくことにより、ご準備できる座席が10席程度となる関係上、ご入場いただける株主様は座席数を上限とさせていただきます、満席になった場合は入場ができませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

なお、ご出席に代えて、書面郵送によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 大阪府大阪市北区太融寺町5番15号
梅田イーストビル 9階 当社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第22期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | | 取締役及び監査役の報酬額改定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://broad-e.co.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://broad-e.co.jp/ir/stock/meeting/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対応を実施させていただきます。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、書面により事前に議決権を行使いただき、本株主総会へのご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。

会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席の間隔を広くとらせていただくことにより、ご準備できる座席が10席程度となる関係上、ご入場いただける株主様は座席数を上限とさせていただきます、満席となった場合は入場ができませんので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

ご来場の際は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

受付にご用意させていただくアルコール消毒液による消毒と検温にご協力いただきますようお願い申し上げます。発熱や咳等の症状のある方や体調不良とお見受けした方は、会場への入場をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続の観点から、当日の健康状態にかかわらず、一部の役員はウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席とさせていただきますので、あらかじめご了承のほどお願いいたします。

当日は、議場における報告事項及び議案の説明を簡潔に行うことにより、時間を短縮して議事進行いたします。株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ホームページ（アドレス <https://broad-e.co.jp/ir/stock/meeting/>）にてお知らせいたします。

- 4 -

(提供書面)

事業報告

(2021年 1月 1日から
2021年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の我が国経済におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出と解除、新型コロナウイルス変異株による感染者の増加などの影響により経済活動の制限と緩和が繰り返され、また、世界的な半導体不足による生産調整が発生し、景気動向についてもいまだ予断を許さない状況が続いております。

当社を取り巻く業界におきましては、在宅勤務やオンライン授業など、新しいビジネススタイル、ライフスタイルの変化に対する需要の増加に伴い、引き続きインターネット環境が注目されており、需要は高まっております。また、賃貸マンションの空室問題は賃貸業界として大きな課題となっており、マンション設備の付加価値向上による差別化の需要はより大きくなってきております。

このような情勢の下、インターネットの各利用者が申込みを行い料金の支払いをする利用方法から、マンション全戸一括で申込みを行うインターネット設備への利用方法に移行が進んでおります。「全戸一括型マンションISPシェア調査」(出所：MM総研)によりますと、2021年3月末時点の提供戸数は365.6万戸となっており、毎年増加し5年でほぼ倍増しており、今後も引き続き増加傾向が続くものと考えられます。

加えて空室対策として、IoTマンションとしての付加価値増加に取り組む需要が旺盛であり、IoT設備については今後様々なデバイスが現れ、将来的には各デバイスがマンションの標準設備になっていくと想定しております。

当社においても、マンション付加価値であるインターネット設備の重要性の認知度が上がり、空室対策の一環としてインターネット設備を検討されるお客様からのお問い合わせが増加いたしました。その結果、当社商品であるマンション向け高速インターネット『B-CUBIC』の受注件数は順調に推移いたしました。なお、今後も引き続き提供戸数は順調に増加するものと考えております。

また、マンションの付加価値をあげるIoT設備へのお問い合わせも増加しており、IoTイン

ターフォンシステム「BRO-LOCK」への受注件数も増えてきております。

これら多くの受注に対して支障なく工事を完了し、また、半導体不足による機器調達への影響も幸い回避し、売上は順調に推移しております。

具体的には、お客様の増加に加え、不動産会社とのOEM契約や包括契約の締結社数が増加いたしました。併せてIoTインターフォンシステム「BRO-LOCK」とマンション向け高速インターネット『B-CUBIC』の需要の相乗効果も出てきております。

一方で、新型コロナウイルス感染症への対策として、お客様及び当社従業員の安全も最優先に考え、お客様とのWEBを使った商談のご提案及び当社従業員のテレワーク実施等の対策を行い、お客様のニーズに応えるべくIoTインターフォンシステム「BRO-LOCK」の販売体制強化、回線品質の維持・向上にも取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度における売上高は2,500,543千円（前事業年度比57.4%増）、営業利益は572,179千円（前事業年度比128.8%増）、経常利益は536,320千円（前事業年度比173.5%増）、当期純利益は346,700千円（前事業年度比155.8%増）となりました。

なお、当社はインターネットサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資（無形固定資産含む）の総額は3億2千6百万円であります。主なものは、通信サービス提供のための各物件設置設備一式に対するものであります。

③ 資金調達の状況

2021年12月16日に公募増資により515,000株の新株式を発行し、所要資金として総額13億2千1百万円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2018年12月期)	第 20 期 (2019年12月期)	第 21 期 (2020年12月期)	第 22 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高 (千円)	1,248,682	1,421,416	1,588,854	2,500,543
経 常 利 益 (千円)	112,080	204,159	196,108	536,320
当 期 純 利 益 (千円)	122,543	115,631	135,512	346,700
1 株当たり当期純利益 (円)	51.40	48.50	56.84	143.98
総 資 産 (千円)	898,916	1,396,087	2,049,512	4,455,628
純 資 産 (千円)	202,935	318,566	454,078	2,122,681
1 株当たり純資産額 (円)	85.12	133.63	190.47	732.21

(注) 当社は、2019年12月25日付で普通株式 1 株につき1,000株の割合で株式分割を行い、2021年 8 月31日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1 株当たり当期純利益」及び「1 株当たり純資産額」を算定しております。

(3)重要な親会社及び子会社の状況**①親会社の状況**

該当事項はありません。

②親会社等との間の取引に関する事項**イ. 取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項**

当社の親会社等は当社代表取締役社長 中西良祐であります。当社は事務所の地代家賃に対して当社代表取締役社長 中西良祐より債務保証を受けております。当該取引に際しては、当該取引の必要性に留意した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。なお、当該取引については2021年 6 月に解消しております。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等との取引については、上記イ. に記載の取引内容であることを確認しており、親会社等に対して債務保証に伴う保証料の支払いは行っておらず当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後も新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な中、変異株も出現し、ウィズコロナ、アフターコロナの新常態として、在宅勤務やオンライン授業は定着していくと見込まれ、また、空室問題についても今後も引き続き社会課題になるとみられる中、マンション付加価値を高めるインターネット環境整備に対する需要の高まりは継続することが見込まれます。

このような状況の下、当社は、マンション向け高速インターネット『B-CUBIC』を主軸としながらも、IoTインターフォンシステム『BRO-LOCK』を営業活動の中心に据え、提供戸数の大幅増加を図ってまいります。また、お客様からの要望の多いIoT設備としてスマートカメラの提供を積極的に行い、ニーズに応えてまいります。

ただし、半導体不足に伴う機器仕入の懸念が拭えないことから、こちらにも注視、対応しながら、今後もこれらの市場環境と当社の事業経験を最大限に活用して中期的な事業成長と企業価値の向上を実現してまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事業区分	事業内容
インターネットサービス事業	・マンション向け高速インターネット『B-CUBIC』の販売 ・IoT（Internet of Things）インターフォンシステム『BRO-LOCK』の販売等

(6) 主要な営業所（2021年12月31日現在）

本社	大阪府大阪市北区
支社	西日本支社：大阪府大阪市北区 東日本第一支社：東京都中央区 東日本第二支社：東京都中央区 東海支社：愛知県名古屋市中区 九州支社：福岡県福岡市博多区

(7) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

事業部門の名称	従業員数
コンサルティング事業本部	55 (11) 名
施工業務部	35 (19)
総務部、経理部、他	15 (2)
合計	105 (32)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パート及び人材会社からの派遣社員）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社はインターネットサービス事業の単一セグメントであるため事業部門別に記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みなと銀行	400,014千円
株式会社紀陽銀行	385,548千円
株式会社りそな銀行	209,328千円
株式会社三菱UFJ銀行	140,060千円

2. 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 9,536,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,899,000株
- (3) 株主数 1,438名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 デ ィ ー ア イ	1,670千株	57.60%
中 西 良 祐	501	17.28
BNY GCM CLIENT ACCOU NT JPRD AC ISG (FE-A C)	32	1.12
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	25	0.88
吉 澤 健 一	25	0.86
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	23	0.81
株 式 会 社 S B I 証 券	22	0.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	21	0.73
G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	20	0.70
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	15	0.54

3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年12月23日	2020年12月16日
新 株 予 約 権 の 数		62,400個	36,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 124,800株 (新株予約権1個につき 2株)	普通株式 73,000株 (新株予約権1個につき 2株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 131円 (1株当たり 66円)	新株予約権1個当たり 459円 (1株当たり 230円)
権 利 行 使 期 間		2022年1月1日から 2029年12月9日まで	2023年1月1日から 2030年12月9日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 10,650個 目的となる株式数 21,300株 保有者数 3名	新株予約権の数 9,000個 目的となる株式数 18,000株 保有者数 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 1,100個 目的となる株式数 2,200株 保有者数 1名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 1,950個 目的となる株式数 3,900株 保有者数 3名

- (注) 1. 2019年12月23日開催の取締役会決議により2019年12月25日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2021年8月12日開催の取締役会決議により2021年8月31日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これらにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「役員の保有状況 目的となる株式数」が調整されております。
2. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問又は社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければなりません。ただし、新株予約権の割当を受けた者が任期満了により退任若しくは定年退職していた場合、又は取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	中 西 良 祐	
取 締 役 副 社 長	中 西 美 津 代	
取 締 役	上 田 大 介	コンサルティング事業本部
取 締 役	鈴 木 崇 史	管理部門（総務部・経理部） 鈴木崇史税理士事務所 代表
取 締 役	井 上 北 斗	
取 締 役	木 村 俊 雄	
常 勤 監 査 役	占 部 裕 二	
監 査 役	長 井 完 文	長井公認会計士事務所 所長
監 査 役	村 島 雅 弘	村島国際法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役井上北斗氏及び木村俊雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役長井完文氏及び村島雅弘氏は、社外監査役であります。
3. 2021年5月28日開催の臨時株主総会において、木村俊雄氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
4. 監査役長井完文氏は公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役井上北斗氏及び木村俊雄氏、監査役長井完文氏及び村島雅弘氏を㈱東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。これにより、各氏が任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失の無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。
7. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金と争訟費用が補填されます。ただし、補填については限度額を設けており、また、被保険者が法令違反を認識して行った行為等に起因した損害は補填対象外としております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
宗 次 直 美	2021年5月31日	辞任	取 締 役

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年3月31日開催の取締役会の決議により定めております。当社の取締役の報酬等は、役位、職責に基づく基本報酬と成果、業績に基づく基本報酬と成果及び当社の業績等を考慮のうえ、株主総会において承認された総額の範囲内であることとしております。決定にあたり、手続きの公正性、透明性及び客観性を確保するため、報酬諮問委員会で審議した結果を、取締役会に答申し、取締役会はその意見を尊重し審議のうえ、報酬のあり方や金額を取締役会決議により決定することとしております。

②業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績連動報酬は、最終利益（前事業年度の当期純利益）をベースに、職位ごとに定められた割合を乗じて算定しております。管理部門管掌取締役、社外取締役については適切なコーポレート・ガバナンス維持の観点から、業績連動報酬は付与しないものとしております。

③非金銭報酬等に関する事項

取締役が業績向上への意欲と士気を一層高めること等を目的として取締役に對し新株予約権を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。当事業年度において権利行使期間に至っていないため、下記「当事業年度に係る報酬等の総額等」に金額は記載しておりません。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	96百万円 (5.4)	90百万円 (5.4)	6百万円 (0)	—	6名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	5.7 (2.4)	5.7 (2.4)	0 (0)	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	102 (7.8)	95.7 (7.8)	6 (0)	—	9 (4)

- (注) 1. 上記の取締役の員数には、2021年5月31日をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬等の総額については、2021年3月31日開催の第21期定時株主総会において、年額100百万円以内とすることが、監査役の報酬等の総額については、年額10百万円以内とすることが、それぞれ決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名であり、監査役の員数は3名であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役長井完文氏は、長井公認会計士事務所の所長であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役村島雅弘氏は、村島国際法律事務所の代表であり、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分 氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 井 上 北 斗	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 木 村 俊 雄	2021年6月1日就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。上場企業における業務執行の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 長 井 完 文	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から経営全般にわたり有用な助言を行っております。
監査役 村 島 雅 弘	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会12回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から経営全般にわたり有用な助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、東陽監査法人に対して、募集又は売出しによる株式の引受審査に係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

「第1号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、東陽監査法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,772,436	流 動 負 債	1,328,290
現 金 及 び 預 金	1,681,343	買 掛 金	135,691
売 掛 金	2,035,497	短 期 借 入 金	300,000
商 品	1,612	1年内返済予定の長期借入金	399,326
貯 蔵 品	1,557	未 払 金	137,462
前 渡 金	20,988	未 払 費 用	6,409
前 払 費 用	35,636	未 払 法 人 税 等	201,100
そ の 他	228	未 払 消 費 税 等	54,999
貸 倒 引 当 金	△4,427	前 受 金	27,438
固 定 資 産	683,192	預 り 金	11,163
有 形 固 定 資 産	583,956	賞 与 引 当 金	54,426
建 物	27,569	そ の 他	272
車 両 運 搬 具	869	固 定 負 債	1,004,657
工 具、器 具 及 び 備 品	555,517	長 期 借 入 金	960,982
無 形 固 定 資 産	15,076	アフターコスト引当金	43,312
ソ フ ト ウ エ ア	14,886	そ の 他	362
そ の 他	189	負 債 合 計	2,332,947
投 資 そ の 他 の 資 産	84,159	(純 資 産 の 部)	
差 入 保 証 金	38,490	株 主 資 本	2,122,681
長 期 前 払 費 用	2,384	資 本 金	750,951
繰 延 税 金 資 産	43,275	資 本 剰 余 金	700,466
そ の 他	9,265	資 本 準 備 金	700,466
貸 倒 引 当 金	△9,255	利 益 剰 余 金	671,263
資 産 合 計	4,455,628	利 益 準 備 金	7,500
		そ の 他 利 益 剰 余 金	663,763
		別 途 積 立 金	100,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	563,763
		純 資 産 合 計	2,122,681
		負 債 純 資 産 合 計	4,455,628

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 1月 1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,500,543
売上原価	902,018
売上総利益	1,598,524
販売費及び一般管理費	1,026,344
営業利益	572,179
営業外収益	
受取利息	9
助成金収入	5,031
その他の	4,082
営業外費用	
支払利息	16,985
支払手数料	2,500
債権売却損	5,896
株式公開費用	16,917
その他の	2,682
経常利益	536,320
経常損失	
固定資産除却損	3,245
税金引当期純利益	533,074
法人税、住民税及び事業税	204,042
法人税等調整額	△17,668
当期純利益	346,700

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社ブロードエンタープライズ
取締役会 御中

東陽監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	岡 本	徹
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	川 越	宗 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブロードエンタープライズの2021年1月1日から2021年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

株式会社ブロードエンタープライズ 監査役会

常勤監査役 占 部 裕 二 ㊟

社外監査役 長 井 完 文 ㊟

社外監査役 村 島 雅 弘 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものがあります。
- (2) 会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、及び会計監査人の責任を予め限定できる契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削 除)
第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情 報について、<u>電子提供措置をとるも のとする。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項 のうち法務省令で定めるものの全部 または一部について、議決権の基準 日までに書面交付請求した株主に対 して交付する書面に記載しないこと ができる。</u> <u>(会計監査人の責任免除)</u> 第41条 当社は、会社法第426条第1項の 規定により、取締役会の決議をもっ て、<u>同法第423条第1項の会計監査人 (会計監査人であった者を含む。)の 損害賠償責任を法令の限度において免 除することができる。</u> 2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規 定により、会計監査人との間に、同法 第423条第1項の損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。た だし、当該契約に基づく損害賠償責任 の限度額は、法令が規定する額とす る。</u>
(新設)	
第41条～第43条 (条文省略)	第42条～第44条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>附則</u> <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> <u>現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化を図るため2名を増員し、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	かね こ しゅん じ 金 子 俊 二 (1972年4月27日)	2006年10月 当社入社 2012年 1月 当社東日本支社 支社長（現任）	一株
	【選任理由】 同氏はこれまで東日本支社の責任者として長くその責務を果たし、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。東日本エリアは当社のサービスを拡販する上で、最重点地域と位置付けており、エリアを統括する取締役を選任することで、本社との情報共有を図り、意思決定を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。		
2	やま ぐち てつ お 山 口 哲 央 (1978年7月13日)	2006年12月 当社入社 2012年 1月 当社九州支社 支社長 2022年 2月 当社事業推進室 室長（現任）	一株
	【選任理由】 同氏はこれまで九州エリアの責任者として長くその責務を果たし、経営に関する重要事項の決定及び職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は事業推進室室長として、事業の戦略や競争力強化に取り組んでおり、他の取締役との情報共有を図り、意思決定を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で当社取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は事業報告12ページに記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者となり、本定時株主総会後に迎える当該契約の保険期間満了後も当該契約を更新する予定であります。

第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2021年3月31日開催の第21期定時株主総会において、年額100百万円以内、監査役の報酬額は年額10百万円以内、と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額150百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）、監査役の報酬額を年額15百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）、監査役は3名ありますが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役2名）、監査役は3名となります。

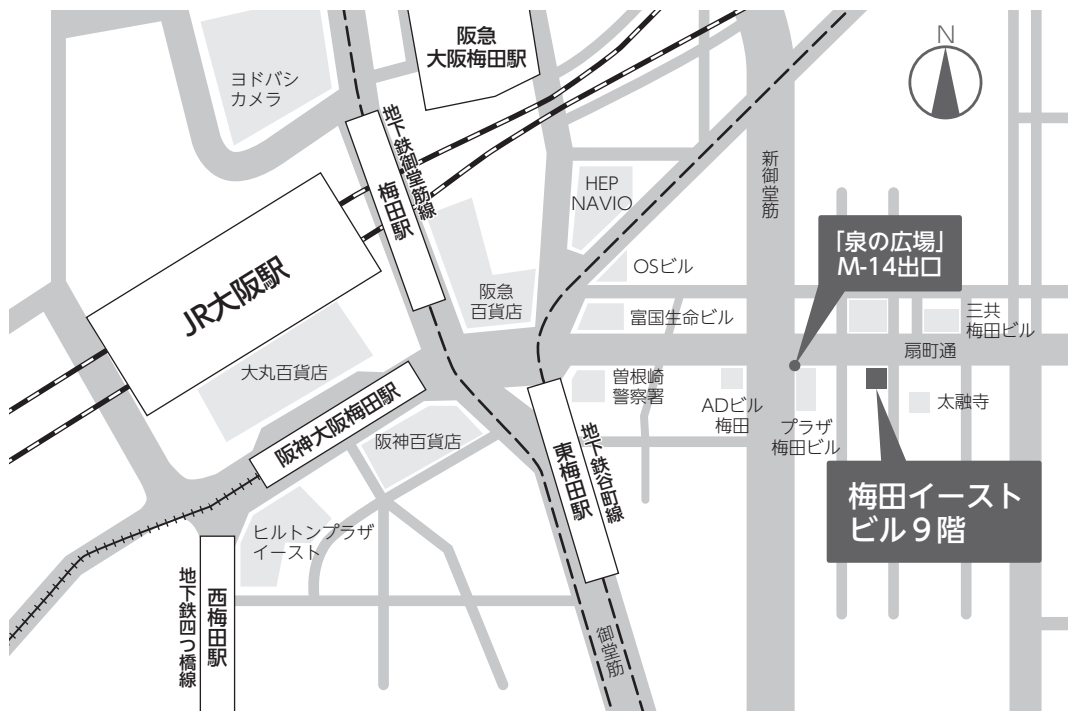
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府大阪市北区太融寺町5番15号
梅田イーストビル 9階 当社会議室



- 交通
- JR「大阪駅」徒歩約10分
 - 阪急「大阪梅田駅」徒歩約11分
 - 阪神「大阪梅田駅」徒歩約9分
 - 地下鉄御堂筋線「梅田駅」徒歩約8分
 - 地下鉄谷町線「東梅田駅」徒歩約7分
 - 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」徒歩約12分
- 各駅より地下街ルートを通して「泉の広場」M-14出口をご利用ください。